

特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。<u>ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</u> ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。<u>ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</u> ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考)——紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイド

ラインに定める合法的木材であることの証明は不要とする。

備考) 1 「環境に配慮された原料」とは、次の要件が満たされた原料をいう。

ア. 原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

イ. 森林・林地等の面積を減少させないよう森林資源や林地を循環的・持続的に利用する観点から、適切に管理された森林・林地等から生産された原料（森林認証を受けた木材、植林から生産された木材等）であること。ただし、適正な土地利用用途変更等に伴い排出された木材から生産された原料については、当該土地利用用途変更面積に相当する面積の植林を実施することをもって、「環境に配慮された原料」とみなすこととする。

ウ. 上記ア及びイの原料に係る情報がウェブを始め環境報告書（「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）」第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。）等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

2 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

印刷用紙 (カラー用紙を除く)	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。<u>ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</u> ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 ③塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 ④塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--------------------	---

印刷用紙（カラー用紙）	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。<u>ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</u> ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
-------------	---

備考）——紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

備考）1 「環境に配慮された原料」とは、次の要件が満たされた原料をいう。

ア. 原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。

イ. 森林・林地等の面積を減少させないよう森林資源や林地を循環的・持続的に利用する観点から、適切に管理された森林・林地等から生産された原料（森林認証を受けた木材、植林から生産された木材等）であること。ただし、適正な土地利用用途変更等に伴い排出された木材から生産された原料については、当該土地利用用途変更面積に相当する面積の植林を実施することをもって、「環境に配慮された原料」とみなすこととする。

ウ. 上記ア及びイの原料に係る情報がウェブを始め環境報告書（「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）」第2条第4項に規定する環境報告書をいう。）等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

2 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 注） 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目については、上記の判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
ダストブローワー	【判断の基準】 ●<u>オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</u> ●<u>オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数150以上の物質が含まれていないこと。</u>

	【配慮事項】 ○ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
メディアケース （FD・CD・MO用）	【判断の基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② CD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ <u>環境負荷低減効果が確認された</u>植物を原料とするプラスチックが使用されていること。
OAフィルター （枠あり）	【判断の基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は<u>環境負荷低減効果が確認された</u>植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
OHPフィルム	【判断の基準】 ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は<u>環境負荷低減効果が確認された</u>植物を原料とするプラスチックが使用されていること。
ファイル	【判断の基準】 ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は<u>環境負荷低減効果が確認された</u>植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 ① 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ② バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使

	用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、<u>環境負荷低減効果が確認された</u>植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 ○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
<u>チョーク</u>	【判断の基準】 ●<u>再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。</u>
<u>グラウンド用白線</u>	【判断の基準】 ●<u>再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。</u>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

7 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

~~7 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条に定められた係数とする。~~

8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないもの

とする。

9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。

10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。

~~11 文具類については、流通在庫が多いという特性から、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成20年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、以下の品目については、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

~~朱肉、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、メディアケース（FD・CD・MO用）、絵筆、つづりひも、タックラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイクルボックス~~

11 ダストブロワーについては、可燃性の高い物質が使用できない場合（引火の危険性が高い場合等）にあつては、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあつては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条に定められた係数）150以上の物質が含まれていないものを使用すること。

12 平成20年度において、市場動向を勘案しつつ、以下の品目の判断の基準について見直しを実施することとする。

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、スタンプ台、定規、事務用修正具（液状）、ペンスタンド、OAクリーナー（ウェットタイプ、OAクリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、のり（液状）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイリング用品、つづりひも、ホワイトボード用イレーザー

13 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○大部分の材料が金属類である場合にあっては棚又は収納用什器（表1に示された区分の製品に限る。）にあっては①の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①次のア及びウ、又はイ及びウの要件を満たすこと。 ア. <u>棚又は収納用什器のうち表1に示された区分の製品にあっては、区分ごとの基準を上回らないこと。</u> イ. <u>単一素材分解可能率が75%以上であること。</u> ウ. <u>表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</u> ②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 ④次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

	④材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①については、次式の算定方法による「単一素材分解可能率」を要件として加えることとし、平成 19 年度中に、次式の部品数の定義及び単一素材分解可能率の数値について検討の上、設定する。判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率（%）＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

②部品落下防止の観点から、本体より製品特性として、張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③部品固定用及び連結等に使用する付属の JIS 規格及びこれに準ずるネジ

なお、「引出レール」については、分解可能な最小単位とする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

~~5-6~~ 放散速度が 0.02mg/m³h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外のも質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

~~6 判断の基準①の適用については、対象品目の耐久性、長期使用性が高い等の特性から、製品のモデルチェンジに要する期間等を勘案し、事業者が判断の基準を満足する製品の円滑な開発・製造及び市場供給を行うため、平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、判断の基準②から④の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

7 平成 20 年度において、製品の開発・製造及び市場への供給状況等を勘案し、判断の基準の①のア、イ及びウを同時に満足する基準の設定の可否及び判断の基準の見直しを検討する。

7.8 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表 2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. O A 機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。 ＜個別事項＞ ①コピー機 ア. コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「※」の欄にあつては、表 2-1 又は表 2-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。）。 イ. 大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3-1 又は表 3-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機 ア. 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表 4-1 又は表 4-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4-2 又は 表 4-3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあつては、表 3-1 又は表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③拡張性のあるデジタルコピー機 ア. 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 2-3 又は表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「※」の欄にあつては、表 2-1 又は表 2-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。）。 イ. 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 3-1 又は表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
--	---

	④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--	--

備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」又は「部品リユース型機」を指す。

1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2005（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2005に準ずるものとする。

4 表1中「◆」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。

5 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

~~9 特定の化学物質についての使用が制限されたコピー機等の判断の基準の個別事項の表2-1、表2-3、表3-1、表4-1及び表4-3の適用については、平成20年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、判断の基準の個別事項の表2-2、表3-2、表4-2、表5、表6及び表7の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

~~10.9~~ リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表2-1、表2-3、表3-1、表4-1及び表4-3の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表2-2、表3-2、表4-2、表5、表6及び表7の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度 (CPM : 1 分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面 コピー機能
	A4 機	B4 機	A3 機	A3Y 機	
$0 < \text{CPM} \leq 10$	≤ 11	※	◆	◆	推奨
$10 < \text{CPM} \leq 20$	≤ 17	※	≤ 55	◆	
$20 < \text{CPM} \leq 30$	◆	◆	≤ 99	◆	必須
$30 < \text{CPM} \leq 40$	◆	◆	≤ 125	◆	
$40 < \text{CPM} \leq 50$	◆	◆	≤ 176	◆	
$50 < \text{CPM} \leq 60$	◆	◆	≤ 205	◆	
$60 < \text{CPM} \leq 70$	◆	◆	≤ 257	◆	
$70 < \text{CPM} \leq 80$	◆	◆	≤ 286	◆	
$80 < \text{CPM} \leq 85$	◆	◆	≤ 369	≤ 483	

- 備考) 1 「A4 機」、「B4 機」、「A3 機」及び「A3Y 機」とは、それぞれ A4 版の短辺、B4 版の短辺、A3 版の短辺及び A3 版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A4 版普通紙へ連続複写を行った場合の 1 分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表 2-1 から表 2-3 及び表 6 において同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 2-1 から表 2-3 及び表 6 において同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 2-1 から表 2-3 及び表 6 において同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく経済産業省告示第 49 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 2-1 コピー機に係る標準消費電力の基準（表 1 「※」印部分）

画像再生速度 (ipm: 1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$\text{ipm} \leq 12$	≤ 1.5	推奨
$12 < \text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} - 1$	
$20 < \text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} - 1$	必須
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 31$	

- 備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1 分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。一画像は、A4 サイズ又は 8.5"×11"サイズ of 用紙に、各辺からの余白を 1 インチ (2.54cm)、使用フォントを 12 ポイント、行間を 1 行とした白黒画像とする。以下表 2-3、表 3-1、表 4-1、表 4-2、表 4-3、表 5、表 6 及び表 7 において同じ。
- 2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表 2-3、表 4-1 及び表 4-3 において同じ。

表 2-2 リュースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準（表 1「※」印部分）

コピー速度 (CPM:1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{CPM} \leq 20$	—	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{CPM} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1 分当たりのコピー枚数 (CPM) をいう。以下表 3-2 において同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を 2 枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ① A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
- ② A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。
- ③ A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表 3-2、表 4-2、表 5、表 6 及び表 7 において同じ。

3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表 3-2、表 6 及び表 7 において同じ。

4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成 18 年 1 月 1 日施行）別表第 2 による。以下表 3-2、表 4-2、表 5、表 6 及び表 7 において同じ。

5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表 3-2、表 6 及び表 7 において同じ。

表 2-3 カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$\text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$	推奨
$19 < \text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$	必須
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$	

表 3-1 大判コピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間		スリープ時 消費電力
	大判コピー機	大判複合機	
ipm≤30	30 分	30 分	58W
30<ipm≤50		60 分	
50<ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表 3-2 リュースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM: 1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表 4-1 複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$\text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 69$	$\leq 0.44 \times \text{ipm} - 2.8$	必須
$69 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$	

備考) 1 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表 4-2 及び表 4-3 において同じ。

2 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 4-2 及び表 4-3 において同じ。

3 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 4-2 及び表 4-3 において同じ。

表 4-2 リュースに配慮した複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm: 1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表 5 について同じ。

2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表 5 において同じ。

3 低電力モードへの移行時間は出荷時に 15 分以下にセットする。以下表 5 から表 7 において同じ。

表4-3 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$\text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$	推奨
$19 < \text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$	必須
$32 < \text{ipm} \leq 61$	$\leq 0.44 \times \text{ipm} - 2.8$	
$61 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 25$	

表5 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 90 分

表6 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 120 分	必須

表7 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 65\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 45\text{W}$	—	$\leq 100\text{W}$	≤ 90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5－2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 ③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑦製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①複合理論性能が1秒につき5万メガ演算以上のもの
 - ②256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ③入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの
 - ④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
 - ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を有しないもの
- 2 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2005（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。
- 3 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外

の用途に使用されるものは除く。)をいう。

- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア. 内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。~~ただし、FDDについては平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、FDD が標準搭載されている場合に~~あっても特定調達物品等とみなすこととする。

イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。

- 5 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

- 6 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

- 7 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 8 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ. 使用済み製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

- 9 各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64 本以上		3.1
	8 本以上 64 本未満		0.079
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	0.071
		16 ギガバイト未満	0.068
	4 本未満	16 ギガバイト以上	0.053
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.039
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.024
		2 ギガバイト未満	0.016
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	6 ギガバイト未満	0.027
	2 本未満	2 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0048
		2 ギガバイト未満	0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		1 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0026
		1 ギガバイト未満	0.0022

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるものの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなくに使用され得るものをいう。

4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 1-1 又は表 1-3 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表 1-2 又は表 1-3 に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 2-1 又は表 2-3 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表 2-2 又は表 2-3 に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式のプリンタにあつては、表 3 又は表 1-3 に示された区分ごとの基準。 エ. インパクト方式のプリンタにあつては、表 4 -1 又は表 4-2 に示された区分ごとの基準。 ② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表 5-1 又は表 5-3 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表 5-2 又は表 5-3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 【配慮事項】 ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------------------------------	---

備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。ただし、表 5-1 及び表 5-2 においては、幅が 406mm 以上の連続形式媒体に対応する製品が該当する。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

~~4 判断の基準①及び②の表 1-1、表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4-1、表 5-1 及び表 5-2 の適用については、平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、判断の基準①及び②の表 1-3、表 2-3、表 4-2 及び表 5-3 の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

表 1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 12$	≤ 1.5
$12 < \text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} - 1$
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 31$

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1 分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。一画像は、A4 サイズ又は 8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を 1 インチ (2.54cm)、使用フォントを 12 ポイント、行間を 1 行とした白黒画像とする。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$
$20 < \text{ipm} \leq 69$	$\leq 0.44 \times \text{ipm} - 2.8$
$69 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$

表 1-3 プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1 分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
$0 < \text{PPM} \leq 10$	≤ 5 分	$\leq 10\text{W}$
$10 < \text{PPM} \leq 20$	≤ 15 分	$\leq 20\text{W}$
$20 < \text{PPM} \leq 30$	≤ 30 分	$\leq 30\text{W}$
$30 < \text{PPM} \leq 44$	≤ 60 分	$\leq 40\text{W}$
$44 < \text{PPM}$	≤ 60 分	$\leq 75\text{W}$

~~備考) 1 「印刷速度」とは、1 分当たりの印刷枚数 (PPM) をいう。以下表 2-3 及び表 5-3 において同じ。~~

~~大判プリンタを除くプリンタについては、A4 サイズの用紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの 1 分当たりの印刷枚数を次のように A4 サイズの用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。~~

- ~~① A2 サイズの用紙は、印刷枚数を 4 倍すること。~~
- ~~② A1 サイズの用紙は、印刷枚数を 8 倍すること。~~
- ~~③ A0 サイズの用紙は、印刷枚数を 16 倍すること。~~

~~2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現~~

~~される低電力状態をいう。以下、表2-3、表4-2及び表5-3において同じ。~~

~~3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表2-3、表4-2及び表5-3において同じ。~~

~~4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタンププログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。表2-3、表4-2及び表5-3において同じ。~~

~~5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表2-3、表4-2及び表5-3において同じ。~~

~~6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に応える機能が保持されていなければならない。以下表2-3、表4-2及び表5-3において同じ。~~

表2-1 カラープリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 50$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 2$
$50 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 28$

表2-2 カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$\text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.20 \times \text{ipm} + 5$
$32 < \text{ipm} \leq 61$	$\leq 0.44 \times \text{ipm} - 2.8$
$61 < \text{ipm}$	$\leq 0.80 \times \text{ipm} - 25$

表2-3 カラープリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
$0 < \text{PPM} \leq 10$	≤ 30 分	$\leq 35\text{W}$
$10 < \text{PPM} \leq 20$	≤ 60 分	$\leq 45\text{W}$
$20 < \text{PPM}$	≤ 60 分	$\leq 70\text{W}$

~~備考) 電子写真方式及び熱転写方式を含むものとする。ただし、インクジェット方式は除くものとする。~~

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm $\leq$ 10	5分	$\leq$ 3W
10<ipm $\leq$ 20	15分	
20<ipm $\leq$ 30	30分	
30<ipm	60分	

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4-1、表5-1及び表5-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準には、表6の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。以下表4-1、表5-1及び表5-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表4-1 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm $\leq$ 10	5分	$\leq$ 6W
10<ipm $\leq$ 20	15分	
20<ipm $\leq$ 30	30分	
30<ipm	60分	

表4-2 インパクト方式のプリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
$\leq$ 30分	$\leq$ 28W

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm $\leq$ 30	30分	$\leq$ 13W
30<ipm	60分	

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm $\leq$ 30	30分	$\leq$ 54W
30<ipm	60分	

表5—3—大判プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
$0 < \text{PPM} \leq 10$	≤ 30 分	$\leq 35\text{W}$
$10 < \text{PPM} \leq 40$	≤ 30 分	$\leq 65\text{W}$
$40 < \text{PPM}$	≤ 90 分	$\leq 100\text{W}$

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR > 10W の場合 $0.05 \times (\text{PSOR} - 10\text{W})$

備考) 「第1許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1-1又は表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) ~~1~~ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~2~~ 判断の基準①の表1-1の適用については、平成20年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、表1-2の該当する区分の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。

表1-1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 12$	≤ 1.5
$12 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm - 1$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 31$

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数（ipm）をいう。一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズ of 用紙に、各辺からの余白を1インチ（2.54cm）、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表2において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表2において同じ。

~~表1-2 ファクシミリに係る低電力モードへの移行時間等の基準~~

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0<PPM≤10	≤5分	≤10W
10<PPM	≤5分	≤15W

~~備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。~~

~~2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。~~

~~3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。~~

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm≤50	≤0.20×ipm+2
50<ipm	≤0.80×ipm-28

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
5分	≤3W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表4の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 $0.05 \times (PSOR - 10W)$

備考) 「第1許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表 1 又は表 2に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	--

備考) ~~1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。~~

~~2 判断の基準の表 1 の適用については、平成 20 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、表 2 の要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
≤15 分	≤5W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準には、表 ~~3-2~~ の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

~~表 2 スキャナに係る移行時間等の基準~~

移行時間	低電力モード消費電力
≤15 分	≤12W

~~備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。~~

~~2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成 18 年 1 月 1 日施行）別表第 2 による。~~

~~3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。~~

表-3-2 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W

備考) 「第1許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-10 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。 ②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAMとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

3-4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5－1 1 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間又は<u>最小平均持続時間</u>を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最低平均持続時間」又は「最小平均持続時間」は、日本工業規格 C 8511 又は C 8515 に規定する方法放電試験条件に準拠して測定するものとする。

3 JIS C 8511 : 2004（アルカリ一次電池）の適用は、平成 20 年 9 月 31 日までとする。

表 一次電池に係る最低平均持続時間

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最低平均持続時間	
		初一度	12か月貯蔵後及び使用推奨期間内
単1形 (61.5mm・34.2mm)	2.2	810分	725分
	3.9	25時間	22時間
	10	81時間	72時間
	2.2	15時間	13時間
	1.5	450分	405分
単2形 (50.0mm・26.2mm)	3.9	770分	690分
	6.8	23時間	20時間
	20	77時間	69時間
	3.9	12時間	10時間
単3形 (50.5mm・14.5mm)	43	60時間	54時間
	3.9	4.0時間	3.6時間
	10	11.5時間	10.0時間
	1000mA (放電電流)	200回	180回
	24	31時間	27時間
単4形 (44.5mm・10.5mm)	5.1	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	10	5.0時間	4.5時間
	75	44時間	39時間
	600mA (放電電流)	140回	125回

表 一次電池に係る最低平均持続時間又は最小平均持続時間

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最低平均持続時間又は 最小平均持続時間		J I S ごとの該非項目	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内	C 8511	C 8515
単 1 形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810 分	725 分	○	○
	3.9	25 時間	22 時間	○	—
	10	81 時間	72 時間	○	○
	2.2	15 時間	13 時間	○	○
	1.5	450 分	405 分	○	○
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間	—	○
単 2 形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770 分	690 分	○	○
	6.8	23 時間	20 時間	○	—
	20	77 時間	69 時間	○	○
	3.9	12 時間	10 時間	○	○
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間	—	○
単 3 形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60 時間	54 時間	○	○
	3.9	4.0 時間	3.6 時間	○	○
	10	11.5 時間	10.0 時間	○	○
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回	○	○
	24	31 時間	27 時間	○	○
	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間	—	○
単 4 形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130 分	115 分	○	○
	24	14.5 時間	13.0 時間	○	○
	10	5.0 時間	4.5 時間	○	○
	75	44 時間	39 時間	○	○
	600mA(放電電流)	140 回	125 回	○	○

JISごとの該非項目・・・○：該当、—：非該当

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単 1 形から単 4 形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5-13 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦<u>古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</u> 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	【判断の基準】 ①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④インクの化学安全性が確認されていること。 ⑤<u>古紙パルプ配合率70%以上の再生紙に対応可能であること。使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</u> 【配慮事項】 ①回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせで構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

- 1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- 2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
 - 1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
 - 2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量又は回収したトナーカートリッジ質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量又は回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
 - ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準③の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
 - ア. トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。
 - ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として分子量の大きいニッケルの錯化合物は除く
 - ②EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質
~~★R26（吸入すると強毒性）~~

・R27（皮膚接触すると強毒性）

・ R40（発がん性の限定的な証拠がある）

・R42（吸入すると感作性の可能性がある）

・ R45（発がん性がある）

・ R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）

・R48（長期ばく露により重度の健康障害の危険性）

・ R49（吸入すると発がん性がある）

・ R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）

・ R61（胎児に危害を与える可能性がある）

・ R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）

・ R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）

・R64（母乳を介して乳児に危害を与える可能性がある）

・ R68（不可逆的な危害の可能性がある）

③EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書Ⅱ及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④ 1 つ以上のアゾ基が分解されて別表 1 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ. トナー及びインクの MSDS (化学物質等安全データシート) を備えていること。

別表 1 特定の芳香族アミン

化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンビス-（2-クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

10 各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）

がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）

- ②本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

- ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。
- ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7. エアコンディショナー等

7-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ① 一次エネルギー換算成績係数が、1.10を下回らないこと。成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。~~

$$GOP = (G_c / (E_{gc} + E_{ec}) + G_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

~~GOP : 一次エネルギー換算成績係数~~

~~G_c : 冷房標準能力 (単位 : kW)~~

~~E_{gc} : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)~~

~~E_{ec} : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 10,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)~~

~~G_h : 暖房標準能力 (単位 : kW)~~

~~E_{gh} : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)~~

~~E_{eh} : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 10,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)~~

~~4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法により測定する。~~

~~5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。~~

表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

備考) 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、日本工業規格 B 8627-1 による。

2 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

C_c : 冷房標準能力 (単位 : kW)

E_{gc} : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

E_{ec} : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

C_h : 暖房標準能力 (単位 : kW)

E_{gh} : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

E_{eh} : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法により測定する。

4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

8. 温水器等

8-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

<u>ヒートポンプ式</u> 電気給湯器	【判断の基準】 ① ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、<u>及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</u> 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------------------	--

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件 (単位：℃)
外気温度 (DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：℃)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。(単位：℃)

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8－4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ① こんろ部にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② グリル部にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。 <u>③ オープン部にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。</u> 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

~~④~~ ① ~~ガスオープン~~

~~②~~ ① 業務の用に供するために製造されたもの

~~③~~ ② ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

~~④~~ ③ ガスグリル

~~⑤~~ ④ ガスクッキングテーブル

~~⑥~~ ⑤ ガス炊飯器

~~⑦~~ ⑥ カセットこんろ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第56号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

- 備考) 1 E及びVgは、次の数値を表すものとする。
- E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）
- Vg：庫内容積（単位：L）
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第56号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部（ガスオープンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6V_o+306$
組込形	$E=18.6V_o+83.3$

備考) 1 E 及び V_o は、次の数値を表すものとする。

E : オープン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

V_o : 庫内容積（単位：L）

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。

6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 56 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 照明

9-1 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① <u>ア.</u> Hf インバータ方式器具であること。 ② <u>イ.</u> 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② <u>特定の化学物質が含有率基準を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</u> 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
<u>LED 照明器具</u>	【判断の基準】 ① <u>エネルギー消費効率は、器具全体効率で 20lm/W 以上であること。</u> ② <u>定格寿命は 30,000 時間以上であること。</u> ③ <u>特定の化学物質が含有率基準を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</u> 【配慮事項】 ① <u>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u> ② <u>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</u> ③ <u>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u>
<u>LED を光源とした内照式表示灯</u>	【判断の基準】 ① <u>定格寿命は 30,000 時間以上であること。</u> ② <u>特定の化学物質が含有率基準を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</u> 【配慮事項】 ① <u>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u> ② <u>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</u> ③ <u>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用</u>

	<u>又は再生利用システムがあること。</u> <u>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</u>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
- ②耐熱型のもの
- ③防じん構造のもの
- ④耐食型のもの
- ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

2 高効率白色 LED を用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。

2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、Hf インバーター方式の照明器具とみなすこととする。

3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率は、JIS C 0950:2005 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値以下とする。また、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2005 に準ずるものとする。

5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。

6 本項の LED 照明器具の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。

7 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

8 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。

9 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

10 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

3 「ランプの大きさの区分」とは、[JIS C 7601 : 2004 \(蛍光灯ランプ \(一般照明用\)\)](#) ~~日本工業規格 C7601~~ [第 4 条「形式及び種別」](#) 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 47 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の[蛍光灯照明器具品目ごと](#)の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LED ランプである場合は、定格寿命は 20,000 時間以上であること。 ②LED 以外の電球形状のランプ（電球形蛍光ランプを含む。）である場合は、以下次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ. 電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、[白熱電球用の](#)ソケットにそのまま使用可能であつて、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。
- 3 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、[光源の](#)初期の[光度光束](#)が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 4 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

10. 自動車等

10-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑦ディーゼル車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑧LPガス車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑤については二輪車を、⑥から⑧については二輪車及び重量車を除く。）とする。

2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあつては表 3 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑥、⑦又は⑧の自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

3 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、全府省の一般公用車にあつては、複数事業者によりバイオガソリン（E3、ETBE）の供給体制が整備されていることから、その積極的な利用に努めること。

表 1 ガソリン乗用車に係る 10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21. 2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18. 8km/L以上
車両重量が 828kg以上1, 016kg未満	17. 9km/L以上
車両重量が1, 016kg以上1, 266kg未満	16. 0km/L以上
車両重量が1, 266kg以上1, 516kg未満	13. 0km/L以上
車両重量が1, 516kg以上1, 766kg未満	10. 5km/L以上
車両重量が1, 766kg以上2, 016kg未満	8. 9km/L以上
車両重量が2, 016kg以上2, 266kg未満	7. 8km/L以上
車両重量が2, 266kg以上	6. 4km/L以上

表 2 ディーゼル乗用車に係る 10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が1, 016kg未満	18. 9km/L以上
車両重量が1, 016kg以上1, 266kg未満	16. 2km/L以上
車両重量が1, 266kg以上1, 516kg未満	13. 2km/L以上
車両重量が1, 516kg以上1, 766kg未満	11. 9km/L以上
車両重量が1, 766kg以上2, 016kg未満	10. 8km/L以上
車両重量が2, 016kg以上2, 266kg未満	9. 8km/L以上
車両重量が2, 266kg以上	8. 7km/L以上

13. インテリア・寝装寝具

13-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タフテッドカーペット	【判断の基準】 <u>①タフテッドカーペット、タイルカーペット又は織じゅうたんにおいては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。</u> <u>②ニードルパンチカーペットにあっては、未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること、又は環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。
タイルカーペット	
織じゅうたん	
ニードルパンチカーペット	

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

13-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

マットレス	【判断の基準】 ①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、<u>及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</u> 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記ア. 以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

- 10 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

1 4. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	【判断の基準】 ○ <u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。 ② <u>ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止めの塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</u> 【配慮事項】 ○ ① <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム糸及びすべり止め塗布加工部分を除く。）。</u> ② <u>漂白剤を使用していないこと。</u>
------	--

備考) 1 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

4 2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポストコンシューマ材料からなる繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

15. その他繊維製品

15-2 防球ネット

(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、又はポリエチレン繊維、又は植物を原料とするプラスチック繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ①ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ③環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

備考) 1 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

1 7 防災備蓄用品

1 7 - 1 防災備蓄用品（飲料水）

(1) 品目及び判断の基準等

<u>ペットボトル飲料水</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>①賞味期限が5年以上であること。</u> <u>②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</u> <u>【配慮事項】</u> <u>①回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</u> <u>②容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。</u> <u>③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</u>
------------------	--

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、防災用に長期保管する目的で調達するものとする。

2 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

3 各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧奨すること。

4 各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勧奨した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

5 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について、調達者において検討すること。

6 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達するペットボトル飲料水の総調達量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

17-2 防災備蓄用品（食料）

(1) 品目及び判断の基準等

<u>アルファ化米</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>①賞味期限が5年以上であること。</u> <u>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</u>
<u>乾パン</u>	
<u>缶詰</u>	<u>【配慮事項】</u> <u>○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</u>
<u>レトルト食品</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>①次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>ア. 賞味期限が5年以上であること。</u> <u>イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。</u> <u>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</u> <u>【配慮事項】</u> <u>○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</u>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「乾パン」「缶詰」及び「レトルト食品」は、防災備蓄用品として調達するものに限る。

2 「アルファ化米」「乾パン」及び「缶詰」の賞味期限に係る判断の基準については、市場動向を勘案しつつ今後賞味期限に係る判断の基準の見直しを実施することとする。

3 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

4 各機関は防災備蓄用品を調達するにあたって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

5 各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度に調達する総調達量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

17—3 防災用備蓄用品（生活用品・資材）

<u>毛布</u>	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
<u>作業手袋</u>	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比（すべり止めの塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止めの塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。
<u>テント</u>	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
<u>ブルーシート</u>	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

4 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

5 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

6 各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること

<u>一次電池</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間又は最小平均持続時間を下回らないこと。</u> <u>②使用推奨期限が5年以上であること。</u> <u>【配慮事項】</u> <u>○製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最低平均持続時間」又は「最小平均持続時間」は、日本工業規格 C 8511 又は C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

3 JIS C 8511 : 2004（アルカリ一次電池）の適用は、平成 20 年 9 月 31 日までとする。

4 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

5 各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

6 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について、調達者において検討すること。

表 一次電池に係る最低平均持続時間又は最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗(Ω)	最低平均持続時間又は 最小平均持続時間		JISごとの該非項目	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内	C 8511	C 8515
単1形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810 分	725 分	○	○
	3.9	25 時間	22 時間	○	—
	10	81 時間	72 時間	○	○
	2.2	15 時間	13 時間	○	○
	1.5	450 分	405 分	○	○
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間	—	○
単2形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770 分	690 分	○	○
	6.8	23 時間	20 時間	○	—
	20	77 時間	69 時間	○	○
	3.9	12 時間	10 時間	○	○
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間	—	○
単3形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60 時間	54 時間	○	○
	3.9	4.0 時間	3.6 時間	○	○
	10	11.5 時間	10.0 時間	○	○
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回	○	○
	24	31 時間	27 時間	○	○
	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間	—	○
単4形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130 分	115 分	○	○
	24	14.5 時間	13.0 時間	○	○
	10	5.0 時間	4.5 時間	○	○
	75	44 時間	39 時間	○	○
	600mA(放電電流)	140 回	125 回	○	○

携帯電灯	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池を使用するものにあつては、LEDを光源としていること。 ②手動等による自家発電式であること。 ③表に示された区分ごとの連続点灯時間を下回らないこと。
	【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②防水・防滴構造である等、耐久性に優れていること。 ③長期間使用せず放置しても、性能上支障がないこと。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電灯」は、防災備蓄用品として調達するものに限
り、通常業務において使用する場合は、上記判断の基準は適用しないものとする。
- 2 判断の基準②の「自家発電式」のものうち、磁器発電式の場合は、磁気記録媒体、精
密電子機器及び電子医療機器等への影響を考慮した上で調達すること。
- 3 携帯電灯の「連続点灯時間」は、電池工業会規格 SBA S1601 に規定する方法に準拠して
測定するものとする。

4 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

5 各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

表 携帯電灯に係る連続点灯時間

種類		適合電池と使用個数(直列)	適合電球の定格電圧(V)	適合蛍光ランプの定格消費電力(W)	連続点灯時間 (時間)
電源区分	形名				
乾電池式	懐中電灯	単 1P 形×3	3.8(3.6)	—	9
		単 1P 形×2	2.5(2.4)		
		単 2P 形×3	3.8(3.6)		
		単 2P 形×2	2.5(2.4)		
	強力ライト	単 1P 形×6	7.2	—	9
		単 1P 形×4	4.8		12
		単 2P 形×6	7.2		8
		単 2P 形×4	4.8		10
	ポケットライト	単 3P 形×2	2.2	—	2.75
		単 3P 形×1	1.1		2.75
		単 4P 形×2	2.2		2.5
		単 4P 形×1	1.1		2.5
	蛍光灯	単 3P 形×4	—	4	4
		単 2P 形×4	—	4	2
		単 1P 形×4	—	4.6	15
		単 1P 形×6	—	6	14
		単 1P 形×8	—	14	4.5
	ランタン	単 3P 形×4	4.8	—	3
		単 1P 形×4	4.8		18
		単 1P 形×6	7.2		13

非常用携帯燃料	【判断の基準】
	①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
	【配慮事項】
	○製品の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

2 各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕

組みを構築すること。

3 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について、調達者において検討すること。

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計にあたっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

~~1-8-19~~. 役務

~~1-8-19~~－2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的から冊子形状のものの表紙にやむを得ず次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。 ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）、合成紙、インディアペーパー ・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。）、発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。）、金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。） ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） ③オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。 【配慮事項】 ①表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること。 ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙、色紙 ③原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（GTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
----	--

	<u>⑥紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u>
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

3 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

1-8-19 - 3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 ①〇〇 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂に であっては、次の要件を満たすこと。 ① 生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ② 繰り返し利用できる食器が使われていること。 【配慮事項】 ① 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ② 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。
----	--

備考) 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

1-8-9-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	【判断の基準】 ㊦①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）が使用されていること。 ㊦②エンジン洗淨を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア. 大気汚染物質（HC、CO）がエンジン洗淨実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗淨を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による HC、CO の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ. エンジン洗淨の実施直後及び法定 12 ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、基準を超える場合は、無償で再度エンジン洗淨を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 【配慮事項】 ㊦①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されていること。 ㊦②エンジン洗淨の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗淨に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ㊦③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。
-------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車整備」は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）に限る。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3 ~~自動車リサイクル部品は、~~部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、~~これらの状況に配慮し、においては、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとするについても本項の集計の対象とする。ただし、これを特定調達物品等としてみなすものではない。~~

4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗淨」は、定期点検整備、自動車修理等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗淨により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5 本項の判断の基準②については、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2 サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。

6 本項の判断の基準②アのエンジン洗淨を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和 49 年 1 月 21 日環境庁告示第 1 号）による。

7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、可能な限り対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

<u>自動車の種類</u>	<u>一酸化炭素 (CO)</u>	<u>炭化水素 (HC)</u>
<u>普通自動車、小型自動車</u>	<u>1%</u>	<u>300ppm</u>
<u>軽自動車</u>	<u>2%</u>	<u>500ppm</u>

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

1-8-9-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	【判断の基準】 ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②定められた時刻において、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態（以下「常駐管理」という。）にあっては、当該施設において実施すべき、次のアからウエに関する措置等を選定するとともに、当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理基準を定め、実施されるものである状況を施設管理者に毎月報告すること。 ア. 温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。 イ. 照明効率を維持するための措置が講じられていること。 ウ. 空気調和設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること。 エ. 受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等について、適切な管理及び措置が講じられていること。 ③常駐管理にあっては、②で定めた措置等の実施状況の他、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告するとともに、エネルギーの使用量、水の使用量又は廃棄物の排出量がし、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ④常駐管理以外にあっては、空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力しその要因分析を行ない、その原因及び対応方策について削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（経済産業省告示第65号（平成18年3月29日）」を踏まえ、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るが図られること。 ②施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツールの活用を努めていること。 ③庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒とし
-------------	--

	て用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努め<u>ている</u>こと。 ④常駐管理以外にあっては、ごみの回収量を毎月集計し、前月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案を行い改善に努めること。 ⑤④④庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷低減に考慮するよう努め<u>ている</u>こと。
植栽管理	【判断の基準】 <u>①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</u> <u>②病虫害予防として、適切な剪定や刈り込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。</u> <u>③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</u> 【配慮事項】 <u>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</u> <u>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</u> <u>③施肥に当たって、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。</u> <u>④植え替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、害虫のつきにくい植栽の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</u> <u>⑤植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</u>

備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

~~4-2~~ 4-2 庁舎管理に係る判断の基準②及び③については、役務の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

~~2-3~~ 2-3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。

~~3-4~~ 3-4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

~~4-5~~ 4-5 庁舎管理に係る判断の基準②及び③については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

6 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

7 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

8 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用

について」(平成19年1月31日付環境省・農林水産省連名通知)に準拠したものであること。

清掃	【判断の基準】 ①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 ③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 <u>④清掃に使用する床維持剤（ワックス）等の指定化学物質が基準値を超えないこと、また、揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</u> <u>⑤環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、清掃方法等について、より環境負荷低減が図られる具体的提案が行われていること。</u> 【配慮事項】 ①清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。 <u>③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものを使用すること。</u> <u>④清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</u> <u>⑤建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めること。</u> ⑥清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。
害虫防除	【判断の基準】 <u>①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</u> <u>②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</u> <u>③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</u> <u>④防除作業にあたり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</u> <u>⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用にあたっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</u> 【配慮事項】 <u>○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。</u>

備考) 1 清掃における判断の基準④の指定化学物質の基準値を超えないこととは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」の届出義務の対象とならないことをいう。また、揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。

2 清掃の配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく合成洗剤の水素イオン濃度(pH)の区分を参考とすること。

3 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）」を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

別 表

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		管理基準（例） 常駐管理	常駐管理以外			
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	＝			○
	デマンドの状況により手動によるこまめな調節	随時実施	＝			○
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底（ <u>手動の場合</u> ）	随時実施	＝	○		○
照明設備	作業スペースの過剰照明、窓際の間引き	利用状況に応じ実施	<u>利用状況に応じ実施</u>		○	
	廊下・ホールの消灯、間引きの徹底	利用状況に応じ実施	<u>利用状況に応じ実施</u>		○	
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施			○	
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	<u>適宜実施</u>			○
	昼休みの消灯	毎日実施			○	
	残業時間帯における部分消灯、場所の集約化	毎日実施			○	
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施			○	
	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	<u>年1回以上実施</u>	○		
	定期的なランプ交換の実施	1回／2～3年	<u>1回／2～3年</u>			○
	間仕切りの取り止め	適宜実施	＝		○	
	OA ルーバーの取り止め	適宜実施	＝		○	
	机の配置、作業個所の適正化	適宜実施	＝		○	
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	<u>月1回以上実施</u>			○
	局部照明の採用	随時実施	＝		○	
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	＝		○	
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転間引き	毎日実施	＝			○
	階段利用の促進	毎日実施	＝		○	
	停止階の間引き	毎日実施	＝			○
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	＝		○	
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	<u>季節ごとに実施</u>		○	
	夏期における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	<u>当該期間適宜実施</u>			○
	給湯温度の設定変更	<u>毎日季節・外気温に応じ実施</u>	<u>季節ごとに実施</u>			○
	使用上、支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み	<u>必要に応じ適宜実施</u>	<u>適宜実施</u>			○
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	<u>随時実施</u>	○		○
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	<u>随時適宜実施</u>	<u>適宜実施</u>			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	＝		○	
	ファンベルトの点検・交換	年2-1回以上実施	<u>年1回以上実施</u>	○		
熱源	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	<u>季節ごとに実施</u>		○	

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		管理基準（例） 常駐管理	常駐管理以外			
空調設備共通	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化	毎日実施	季節ごとに実施	○		○
	季節毎・室内負荷状況に応じた運転方法の最適化	毎日週1回以上実施	季節ごとに実施			○
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行	毎日実施	二	○		○
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め	季節・外気温に応じ実施	二			○
	温湿度センサの取付位置の適正化	年2回以上適宜実施	適宜実施	○		
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	年2回以上適宜実施	適宜実施	○		
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	二		○	
	空室・倉庫等の空調換気の停止	毎日適宜実施	適宜実施			○
	運転時間の短縮	毎日実施	二			○
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	二		○	
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	二		○	
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	二			○
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	二		○	
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	二		○	
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施			○
	個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施		○	
	夏季における屋上等への散水の実施（気化熱による打ち水効果）	季節・当該期間外気温に応じ実施	二			○
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施	○		
	エアーフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	二	○	○	
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	二			○
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	二			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	二		○	
	ナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	二			○
	ショートサーキットの防止	随時実施	随時実施			○
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施			○
	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年2回以上実施	年1回以上実施	○		

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		<u>管理基準（例）常駐管理</u>	<u>常駐管理以外</u>			
	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	<u>年2回以上実施</u>	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	<u>季節ごとに実施</u>			○
	ゼロエネルギーバンドの最適化	毎日実施	<u>二</u>			○
	省エネ温度管理の実施（冷水は高め、温水は低め）	毎日実施	<u>二</u>			○
セントラル空調システム関連	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	<u>二</u>			○
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	<u>随時月1回以上実施</u>	<u>月1回以上実施</u>	○		
	空調終了30分程度前での熱源機器の停止	毎日実施	<u>二</u>			○
	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化の実施	随時実施	<u>随時実施</u>			○
ボイラ	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年 <u>2-1</u> 回以上実施	<u>年1回以上実施</u>	○		
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	<u>月1回以上実施</u>	○		
	ボイラーの水質管理	月1回以上実施	<u>月1回以上実施</u>	○		
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施	月1回以上実施	<u>月1回以上実施</u>	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	<u>二</u>	○		
	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	<u>随時実施</u>	○		
冷凍機	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	<u>必要に応じ適宜実施</u>	<u>適宜実施</u>	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	<u>年2回以上実施</u>	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	<u>年2回以上実施</u>	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	<u>二</u>	○		
	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	<u>随時実施</u>	○		
冷温水発生機・吸収式冷凍機	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	<u>年2回以上実施</u>	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	<u>年2回以上実施</u>	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	<u>年2回以上実施</u>	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	<u>二</u>	○		
	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	<u>随時実施</u>	○		

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		管理基準（例） 常駐管理	常駐管理以外			
冷却塔	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施	○		
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施	○		
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施	○		
ポンプ 関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量の最適化の実施	随時実施	二	○		○
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	二	○		○
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化運転の実施	随時実施	二			○
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	二			○
ファン コイル	ペリメータ用ファンコイルの運転最適化（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	二	○		○
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	月1年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	二	○	○	
空冷 ヒート ポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年2-1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年2-1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機のエアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	随時毎日実施	二	○		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
水冷 パッキ ン方式	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年2-1回以上実施	年1回以上実施	○		
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	随時毎日実施	二	○		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
その他	冷却水薬洗の実施	月1年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	二			○
	OA機器は昼休み等にスイッチをOFF	毎日実施	二		○	
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	二		○	
	省エネに必要なエネルギーデータの把握	毎日実施	月1回以上実施	○		

注：「①日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目

「②利用者の協力」は施設利用者（入居者、来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目

「③管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎管理業務及び清掃品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす庁舎管理業務及び清掃業務の件数の割合とする。

1-8-9-7 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④モーダルシフトを実施していること。 ⑤輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の有無がウェブを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第7号（平成18年3月31日）」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 ③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 ④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ⑤エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ⑥道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑦販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑨契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。
-----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

3) 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。

2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平

成 18 年 10 月) をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『e スタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

- 3 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。

- 4 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

- 5 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。

- 6 判断の基準⑤の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. 事前にエネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。

- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

- 8 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「10-1 自動車」を対象とする。

- 8-9 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	■ 点検・整備の責任者（整備管理者）については、点検・整備に関する権限を整備管理規定で明確にした上で任命していること。 ■ 点検・整備について、運転者を対象に教育を行うとともに、情報の提供を行っていること。 ■ ☐ 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。 ☐ 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	■ 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。 ■ 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。 ☐ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連） ■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 （エンジンオイル関連） ■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 ■ エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 （燃料装置関連） ■ ☐ 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 （排出ガス減少装置（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）関連） ■ 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）ブローバイ・ガス還元装置の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 ■ 燃料蒸発ガス排出抑止装置の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 ■ 一酸化炭素等発散防止装置の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 （その他） ■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。 ■ エグゾースト・パイプ及びマフラの交換等に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

	☒ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	☐ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	☒ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	☐ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「☒」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「☐」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

19-8 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④旅客輸送効率の向上のための措置または空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウェブをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第6号（平成18年3月31日）」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。
------	--

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成18年10月）をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

2 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。

3 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両

法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

4 判断の基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減ための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア、イをすべて満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種を選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

5 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「10-1 自動車」を対象とする。

6 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
☐	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
☐	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
☒	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
☒	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
☒	ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
☒	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☒	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
☐	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
☐	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
☒	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
☐	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
☐	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「☒」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目「☐」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

19-9 照明機能提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

<u>蛍光灯機能提供業務</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>○次の要件を満たす機能提供型サービスであること。</u> <u>①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断の基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。</u> <u>②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。</u> <u>③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行、顧客に提示できること。</u> <u>【配慮事項】</u> <u>①使用済み蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。</u> <u>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>③効率的な物流網を構築していること。</u>
------------------	---

備考） 本項の判断の基準の「機能提供型サービス」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する蛍光灯機能提供業務の総件数とする。